

## 随意契約事前確認公募公告

随意契約事前確認公募について、次のとおり公告します。

令和6年4月26日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 眞理子

### 1. 公募の趣旨

本件については、要件を満たす特定事業者を契約の相手方とする契約を行う予定としているが、次に示す応募要件を満たし、本件業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定事業者との契約手続きに移行する。また、特定事業者以外に応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争手続きに移行することとし、特定事業者と当該応募者に対して、競争参加資格確認申請書等の提出を要請する。

### 2. 公募に付する事項

- (1) 件名 情報技術の情報提供及びアドバイザー業務
- (2) 履行場所 東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）他
- (3) 業務概要 本件は、情報技術の最新動向に関する情報提供業務及び情報セキュリティ対策全般を含む独立行政法人日本芸術文化振興会情報システム全般に関する問合せに対するアドバイザー業務を委託するものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌月から1年間

### 3. 公募に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格又は全省庁統一資格において、令和6年度の「役務の提供等」における営業品目「情報処理」又は「ソフトウェア開発」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること。
- (3) 独立行政法人日本芸術文化振興会又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書の要求要件を満たし、業務を確実に履行できることを証明した者であること。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「誓約書」に誓約できる者であること。
- (6) その他必要な資格等は参加要領による。

#### 4. 手続等

- (1) 契約条項を示す場所、参加要領の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務企画部契約課契約係 下田

電話番号 050-1754-3635 (ダイヤルイン)

- (2) 参加要領の交付期間及び方法

参加要領は、令和6年4月26日(金)から、独立行政法人日本芸術文化振興会HP  
(トップページ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。参加要領の  
交付は無料とする。

- (3) 参加意思確認申請書等の提出期間、場所及び方法

令和6年4月26日(金)から令和6年5月23日(木)午後5時まで

上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限  
る。)により提出すること。

※(1)～(3)の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで  
とする。

#### 5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 誓約書の提出 本公募の参加希望者は、参加意思確認申請書等の提出時に、契約担当  
役(独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長)が別に指定する暴力団等に該当しない  
旨の誓約書を提出しなければならない。

- (3) 誓約書の遵守 上記(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約  
書に反することとなったときは、当該者の申請を無効とするものとする。

- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

- (5) 参加要領の別記様式1、別記様式2の押印は省略することができる。ただし、その  
場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。

- (6) 詳細は参加要領による。